

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する 中間取りまとめのためのたたき台

第 1 親権制限に係る制度の見直し

(前注)

- 1 第 1 では、1 及び 2 において、家庭裁判所の審判により期限を設けず又は一定の期間に限り親権の全部又は一部を行うことができないものとする制度を取り上げ、3 及び 4 において、親権を行うことができないものとする審判とは異なる方法による親権制限の制度を取り上げている。
- 2 この資料において、「喪失」とは、家庭裁判所の審判により期限を設けずに親権の全部又は一部を行うことができないものとするをいい、「一時的制限」とは、家庭裁判所の審判により一定の期間に限り親権の全部又は一部を行うことができないものとするをいい、両者を併せて「喪失等」ということがある（それぞれを、法文上、どのような用語で表すかについては、なお検討するものとする。）。

1 親権の喪失等

(前注)

1 では、管理権の喪失等以外の親権の喪失等の制度を取り上げており、2 で、管理権の喪失等の制度を取り上げている。

1 (1) の【甲案】及び【乙案】は、ここで検討する親権の喪失等の制度と後記 2 で検討する管理権の喪失等の制度とを組み合わせることを前提としている。他方、1 (1) の【丙案】は、現行の管理権の喪失の規定を削除し、親権の全部又は一部の喪失等の制度に一本化することを前提としているので、後記 2 の管理権の喪失等の制度との組合せは問題とならない。

(1) 親権の喪失等の全体的な枠組み

【甲案：親権の喪失・一時的制限】

親権の喪失制度及び親権の一時的制限制度を設けるものとする。

(注)

【甲案】は、親権全体を行うことができないものとする制度として、喪失制度及び一時的制限制度を設け、親権の一部を行うことができないものとする制度として、後記2の管理権の喪失等の制度のみを設けるものとする考え方である。

【乙案：親権の喪失・一時的制限，監護権の一時的制限】

親権の喪失制度，親権の一時的制限制度及び監護権の一時的制限制度を設けるものとする。

(注)

【乙案】は、親権全体を行うことができないものとする制度として、喪失制度及び一時的制限制度を設け、親権の一部を行うことができないものとする制度として、監護権の一時的制限制度及び後記2の管理権の喪失等の制度を設けるものとする考え方である。

【丙案：親権の全部又は一部の喪失・一時的制限】

現行の親権の喪失制度及び管理権の喪失制度に代えて、親権の全部又は一部の喪失制度及び親権の全部又は一部の一時的制限制度を設けるものとする。

(注)

【丙案】は、親権全部について喪失制度及び一時的制限制度を設けるほか、親権の一部についても喪失制度及び一時的制限制度を設けるものとする考え方であり、親権の一部の喪失等の場合には、個別の事案ごとに喪失等の対象となる親権の一部を特定することを前提としている。

(参照条文)

○民法

(監護及び教育の権利義務)

第820条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

(居所の指定)

第821条 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

(懲戒)

第822条 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

2 (略)

(職業の許可)

第823条 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

2 (略)

(財産の管理及び代表)

第824条 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

(親権の喪失の宣告)

第834条 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができる。

(管理権の喪失の宣告)

第835条 親権を行う父又は母が、管理が失当であったことによってその子の財産を危うくしたときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その管理権の喪失を宣告することができる。

(補足説明)

- 1 現行の親権の喪失制度については、その効果が期限を設けずに親権全部を喪失させるものであること（いわばオール・オア・ナッシングの制度であること）から、効果が大きくて申立てや宣告がちゅうちょされたり、親権喪失後の親子の再統合に支障を来したりするおそれがあるといった問題があり、必ずしも適切に利用されていない状況にあるものと考えられる。

そこで、親権の喪失制度に関するこれらの問題点を解消し、親権を制限すべきときに適切に親権を制限することができるようにする必要がある。併せて、親権を制限するに当たり、一定の期間が経過すれば原則として親権を行うことができるようになるのが予定されていることを明確にすることによって、親権者が当該期間が経過する際に制限を継続されることがないよう努力しようとする意欲を持つようにして、親子の再統合を図るのが相当である。そのために、家庭裁判所の審判により、親権（の全部又は一部）を行うことができないものとする際に、それを一定の期間に限ることができるものとする、すなわち、一時的制限制度を設けるものとするのが相当であると考えられる。

また、医療ネグレクトの事案に対する対応としては、現在、親権の喪失を本案とする

審判前の保全処分として、親権者の職務執行の停止及び職務代行者の選任（家事審判規則第74条）をし、職務代行者において必要な医療行為に同意し、医療行為が終了した後は、適宜、本案の申立てを取り下げるといふ運用が行われている。これに対しては、親権の喪失制度を本来の目的とは異なる一時的な親権制限の目的で利用しているという問題が指摘されているが、一定の期間に限って親権（の全部又は一部）を行うことができないものとすることによって、指摘されている上記問題については解消することができると考えられる（もっとも、このような対応をする場合でも、事案によって保全処分が利用されることは、なおあり得るものと思われる。）。

2 次に、家庭裁判所の審判により親権の一部を行うことができないものとする制度（親権の一部の喪失等の制度）を設けるかどうかについては、①現在の親権の喪失制度の利用が困難で必要に応じて親権を制限することができない事案に適切に対応する必要があること、親権は重要な権利義務であるからその制限は必要最小限にすべきであることなどを理由に、個別の事案において実際に必要な部分を特定して親権の一部の喪失等を行うことができるものとするとの考え方、②このような親権の一部の喪失等の制度には後記3(3)イのような問題点・弊害があること、子の安定的な監護の実現などをより重視すべきであること、現在対応に苦慮する場合として指摘されている事案には親権（又は管理権）の喪失等の制度により対応することができることなどを理由に、親権の一部の喪失等の制度を設けないものとするとの考え方、③親権を監護権と管理権とに分けて制限をするものとするれば弊害を小さくしつつ親権の制限を限定的にすることができることを理由に、監護権全体の喪失等を行うことができるものとするとの考え方がある。

3 そこで、本文(1)では、親権の喪失等の全体的な枠組みについて、親権の喪失制度及び親権の一時的制限制度とする甲案、親権の喪失制度及び親権の一時的制限制度並びに監護権の一時的制限制度とする乙案、親権全部又は一部の喪失制度及び親権全部又は一部の一時的制限制度とする丙案の3案を併記している。

(1) 甲案は、親権の一部の喪失等の制度を設けることについては、後記(3)イのような問題点・弊害があることに照らし、子の安定的な監護の実現などを重視して、管理権の喪失等のほかに親権の一部を行うことができないものとする審判の制度は設けず、親権の一時的制限制度のみを設けるものとする考え方であり、全体的な枠組みとしては、

親権の喪失制度に加え、新たに親権の一時的制限制度を設けるものとする考え方である（なお、管理権の喪失等については後記**本文 2**のとおりである。）。

（理由）

- ・ 甲案によれば、後記(3)イの①から④までに記載したような丙案の問題点・弊害を回避することができる。
- ・ 丙案で親権の一部の喪失等の利用が想定される部会資料2の事案Gのような事案（後記(3)ア(イ)参照）においては、子のためにはむしろ親権全体の喪失又は一時的制限により対応することが望ましいと考えられるので、このような事案で適切に親権を制限することができるように親権の喪失制度及び親権の一時的制限制度を設計する方が適切な対処であると考えられる。
- ・ 丙案で親権の一部の喪失等の利用が想定される医療ネグレクトの事案についても、以下のとおり適切に対応することができる上、医療ネグレクトの事案があるからといって親権の一部の喪失等の制度を設けるのは相当ではない。

すなわち、医療ネグレクトの事案の中には、①医療の点のみに特有の問題がある事案（一般的な家庭と同様に監護養育をしているが、子に輸血を伴う手術が必要となった際に、代替的治療方法がなく輸血をしなければ子が死亡するにもかかわらず、宗教上の理由から輸血を拒否するといういわゆる輸血拒否事案のような事案）と、②子の監護の在り方全般に問題がある事案（虐待をした上で必要な医療を受けさせないような事案や全般的なネグレクトがあっても必要な医療も受けさせないような事案）とがあるが、②の事案については、子のために、親権全体の喪失又は一時的制限をするのが相当である。

また、①の事案は必ずしも多く生じているわけではないし、そのような事案であっても、特定の医療に関する部分を制限するだけでは足りない場合（例えば、当該医療が終了した後に親権者が子を引取ろうとしないなどの事情が生じ、子をどのように監護するかが問題となる場合等）も想定される。したがって、特定の医療について親権の一部の喪失等を行うことで足りる事案は少ないものと考えられる。

医療ネグレクトの事案については、前記1のとおり親権の一時的制限制度とその保全処分によって適切に対応することができる場所、特定の医療について親権の一部の喪失等を行うことで足りるという事案があり得るとしても、そのよう

な事案で制度を利用する可能性があるからといって、丙案の制度を設けると後記(3)イのような弊害が生じるおそれがあるのであるから、むしろ子の安定的な監護の実現などを重視して、親権の一部の喪失等の制度を設けないものとするのが相当である。

- ・ 親権者による虐待等があるため祖父母等の親族が子を養育するのが相当であるような場合（部会資料2の事案A）において、これまで民法第766条による監護者指定の方法が利用されることがあったが、それは、現行の親権の喪失制度が利用しづらく、また、他に利用することができる制度が存在しなかったことによるものと思われる。むしろ、実際に子を養育するに当たっては、子の財産の管理や法定代理権の行使などの必要が生じるのが通常であり、安定的に子を監護するためには身上監護権のみの喪失等では足りないと考えられるので、事案Aのような場合については、親権の喪失又は一時的制限によって対応するものとするのが相当であると考えられる。

(2) 乙案は、監護権を行うことができないものとする審判の制度を設けるものとする考え方であり、全体的な枠組みとしては、親権の喪失制度及び親権の一時的制限制度に加え、監護権の一時的制限制度を設けるものとする考え方である（なお、管理権の喪失等については後記**本文2**のとおりである。）。

乙案は、子の安定的な監護ができるだけ害されないようにしつつ、親権の制限をできるだけ小さくすることを考慮し、親権を監護権と管理権とに分けてそれぞれ制限することができるものとする考え方である。

乙案は、親子の再統合を図るべき事案においては親権又は監護権の一時的制限制度を活用するものとする考え方であり、親子の再統合が困難であることなどから親権又は監護権の一時的制限をするのが相当でなく喪失をすべき場合において親権の喪失をせずに監護権の喪失をして管理権のみを親権者に留保するのが相当なときというのは想定し難いと考えられることから、監護権については喪失制度を設けず、一時的制限制度のみを設けるものとしている。

なお、例えば、ここで乙案を採用し、かつ、後記**本文2**で管理権の一時的制限制度を設けるものとした場合には、監護権の一時的制限の審判と管理権の一時的制限の審判とを併せてすることによって親権の一時的制限の効果を実現することができるようにも思われる。そこで、乙案を採用する場合に、親権の一時的制限制度を独立の制度

として設けるかどうかについては、後記**本文2**の点も併せて、複数の親権制限の方法をどのように組み合わせて全体として制度を仕組むのが合理的かという観点から、更に検討する必要がある。

(理由)

- ・ 親権者による虐待等があるため祖父母等の親族が子を養育するのが相当であるような場合（事案A）において、これまで民法第766条による監護者指定の方法が利用されることがあったことから、このような事案での利用が想定される制度として、監護権を行うことができないものとする審判の制度を設けるのが相当であると考えられる。
- ・ 監護権全体の制限をするので、ある程度は子の安定的な監護を害しないで親権の一部を制限することができる。
- ・ 講学上一般に、親権は監護権と管理権とに分けられると理解されていること、民法上も、監護権と管理権とが分属すること自体は許容していることなどからすると、現在の制度との乖離は大きくないと考えられ、何が親権の個別的内容かといった問題や親権のうちの何が制限され何が親権者に留保されているのかが判然としないといった問題は生じにくいと考えられる。

(検討課題)

- ・ 祖父母等の親族において子を養育するのが相当な事案（事案A）であっても、子を養育する親族において子の財産を管理したり、法定代理権を行使したりする必要が生じるのが通常ではないかと考えられ、そのような場合には、親権又は管理権の喪失等を求めるなど別途の対応をとらなければならない、監護権全体の制限をしたからといって必ずしも安定的に子を監護することができるとは限らない。
- ・ 監護権を適切に行使することができない親権者が管理権について適切に行使することができることはあまり想定されないのではないか。また、監護権は実質的には親権の大部分を占めるものであり、その監護権に限定して制限すべき場合はあまり想定されないのではないか。

(3) 丙案は、当該事案において必要な部分を特定して親権の一部を行うことができないものとする審判の制度を設けるものとする考え方であり、全体的な枠組みとしては、現行の親権の喪失制度及び管理権の喪失制度に代えて、親権の全部又は一部の喪失制度及び親権全部又は一部の一時的制限制度を設けるものとする考え方である。

(理由)

- ・ 現行の親権の喪失制度の利用が困難であり必要に応じて親権を制限することができない事案があることから、それらの事案で適切に対応することができるようにする必要がある。
- ・ 親権は重要な権利義務であるからその制限は必要最小限にすべきである。

ア 利用が想定されている事案

親権の一部を行うことができないものとする制度を設けることを検討するに当たり、その制度を利用することが想定されている事案は、次のような事案である。

(ア) 医療ネグレクトの事案（部会資料2の事案E）

(イ) 年長の未成年者が、虐待等を理由に施設に入所していた施設から退所した後、自立のために携帯電話の利用契約やアパートの賃貸借契約を締結しようとするが、施設入所中に面会をしないなど疎遠になっていた親権者が、その自立に協力しようとせず契約にも同意しないため、契約を締結することができないような事案（部会資料2の事案G）

このような事案について、親権者が同意しないことによって子が不利益を受けることとなるのは相当でなく、親権を制限して適切に対応することができるようにすべきであると考えられるが、現行の親権の喪失制度は利用しづらく、対応に苦慮しているとの指摘がされている。

イ 親権の一部の喪失等の制度の問題点・弊害

しかしながら、事案ごとに必要な部分を特定して親権の一部を行うことができないものとする制度を一般的に設けるものとした場合、次のような問題点・弊害がある。

① 子の安定的な監護を害するおそれがあること

虐待等があり親権を適切に制限しなければならないと考えられる一般的な事案で、子の安定的な監護を害する事態が生じかねない。

- ・ 不当な親権行使が繰り返されるおそれがあること

親権の一部をできる限り特定して制限するので、親権者が制限されていない部分に関し不当な親権行使を繰り返すことが容易となる。このように不当な親権行使が繰り返される場合には、改めて残りの部分について喪失等の申立て・審判をする必要があり、親族等の親権の喪失等の申立権者に過度な負担を強い

るとともに、子の安定的な監護を害するおそれがある。

- ・ 親権のうちの何が制限されているかが不明確となるおそれがあること

特定の事項に限定すると上記のような弊害があることに照らし、仮に、抽象的な概念で幅を持たせるような形で部分を特定して親権の一部を制限しようとする、現在民法においてされている分類から離れて親権の一部を特定することになるため、何が親権の個別的内容かという問題が生じ、個別具体的な場面において、親権のうちの何が制限され何が親権者に留保されているのかが判然とせず、親権者の不当な行為を効果的に抑止することができなくなり、結局子の安定的な監護を害するおそれがある。

- ② 国家による家庭への過度の介入を許す制度になりかねないこと

親権の一部の喪失等の制度は、一見すると、携帯電話の利用契約の締結といった特定の一つの事柄のみが問題となっている場合にその点のみに集中した審理・判断により必要な対応をすることができるもののようにも思われ、親権の一部の喪失等の制度を設けるものとする考え方の中には、判断事項が絞られることによって容易に審判がされるのではないかとの期待があるように思われる。

しかし、親権者の適格性に問題があるわけではない家庭において、特定の事項についてのみ子の希望と親権者の意見とが合わず親権行使が問題となるときに（例えば、携帯電話の利用契約を締結するかどうかの点、高校に通学するかどうかや学校選択の点など）、家庭裁判所が介入して、その親権者の意見の当否や、当該契約を締結した方が子の利益になるかどうかなどを直接的に判断して親権を制限するようなことがあれば、国家による家庭への過度の介入になって相当でないと考えられる。

したがって、特定の事項に集中して審理・判断が行われるようにすることを前提に制度を考えることは、国家による家庭への過度の介入を許す制度を作ることになりかねない。

- ③ 審理がかえって長期化することになりかねないこと

②に関し、国家が介入すべきでない事案と、上記ア(イ)のように長期間にわたって親権者が子のために適切に親権を行使してこなかったにもかかわらずその親権者の同意がないことによって契約の締結が妨げられているような事案とで、前者の事案に国家が介入して特定の事項の当否を判断すべきではないが後者の事案

では親権制限をするのが相当であると考えられるのは、前者は親権者の適格性に問題があるわけではないのに対し、後者は親権者がいわば長期ネグレクト状態であり、そもそも適切な法定代理権の行使を期待することができず、当該親権者の判断にゆだねるのが相当でない事案であることによると考えられる。

そのため、親権の一部を行うことができないものとするためには、当該親権者について親権者としての適格性に問題があり、当該親権者の判断にゆだねるのが相当でないと認められることが必要であると思われ、家庭裁判所は、その判断をすることになるので、親権全体の喪失等をする場合と比較して特に審理範囲を限定することができるとは考えられない。

さらに、子の利益を適切に擁護するなどの観点からは、親権の特定の一部の喪失等が申し立てられた場合であっても、家庭裁判所としては、当該一部のみ喪失等で足りるかどうかが、逆に、最小限の制限として当該一部より更に限定すべきではないかなどについても判断する必要があると考えられる。また、民法の規定から離れて親権の一部を特定しようとするため、どのように親権の一部を特定するかは実務における運用にゆだねざるを得ないが、その特定方法の検討が必要となり、かえって審理の際の検討事項が増えることも考えられる。

以上のことから、かえって審理が長期化するおそれがある。

- ④ 利用が想定されている上記ア(イ)の事案について、一部の喪失等では子の利益の観点から不十分と考えられること

上記ア(イ)のような事案（事案G）において、年長の未成年者は、携帯電話の利用契約を締結したとしても、その後に状況の変化があるのが通常と思われ、新たにアパートの賃貸借契約を締結したり、更に雇用契約を締結したりする必要が生じることも考えられるが、親権の全体的な行使が不適切である親権者が二つ目以降の契約では適切に法定代理権を行使するとは考え難く、子がその都度不利益を被ることとなる。したがって、子の利益の観点からは、親権全体の喪失等をする方法によらずに特定の契約のみに対処する一部の喪失等の方法によることは、対応として不十分とも考えられる（なお、法定代理権の喪失等をして、携帯電話を使用させるかどうかということや、居所指定、職業許可など、契約の内容に応じて身上監護権もそれぞれ問題となる。）。

- ウ 上記イの①から④までの各問題点・弊害を解消する方策があるといえるのか疑問

があり、また、これらの問題点・弊害が生じてもなお親権の一部の喪失等の制度を設けるべきほどの必要性が見いだされているともいい難い。

(2) 親権の喪失等の原因

ア 親権の〔全部又は一部〕の喪失の原因

【A案】父又は母による虐待、悪意の遺棄、財産の管理に関する不正な行為があった場合において、

【B案】父又は母による虐待、悪意の遺棄、財産の管理に関する不正な行為があった場合その他父又は母による親権〔の全部又は一部〕の行使が著しく困難又は不適切である場合において、

【C案】父又は母による親権〔の全部又は一部〕の行使が著しく困難又は不適切である場合において、

父又は母に親権〔の全部又は一部〕を行わせることが子の利益を著しく害するときに、親権〔の全部又は一部〕の喪失をすることができるものとする。

イ 一時的制限の原因

(7) 親権〔の全部又は一部〕の一時的制限の原因

父又は母による親権〔の全部又は一部〕の行使が困難又は不適切である場合において、父又は母に親権〔の全部又は一部〕を行わせることが子の利益を害するときに、親権〔の全部又は一部〕の一時的制限をすることができるものとする。

(イ) (1)の【乙案】における監護権の一時的制限の原因

父又は母による監護権の行使が困難又は不適切である場合において、父又は母に監護権を行わせることが子の利益を害するときに、監護権の一時的制限をすることができるものとする。

(注)

(2)では、喪失の原因及び一時的制限の原因の定め方を取り上げており、(1)において【丙案】を採用する場合には「〔の全部又は一部〕」を挿入し、【甲案】又は【乙案】を採用する場合にはこれを挿入しないこととなる。

(参照条文)

○民法

(父母の同意)

第817条の6 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならぬ。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

(子の利益のための特別の必要性)

第817条の7 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

(特別養子縁組の離縁)

第817条の10 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

一 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。

二 (略)

○児童福祉法

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 (略)

二 (略)

2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置(第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。)の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

○児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第11条 (略)

- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
- 3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 4 (略)
- 5 児童相談所長は、第3項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。

(補足説明)

- 1 現行の親権の喪失制度については、その原因が「父又は母が、親権を濫用し、又は著しい不行跡であるとき」とされていることから、申立てや審判の在り方が親権者を非難するような形になり、親権喪失後の親子の再統合に支障を来すおそれがあるという問題のほか、その原因が厳格に解され、特に親権者に対する非難可能性や帰責性の要素が認められない事案において親権の喪失の申立てや宣告がちゅうちょされる場合があるとの問題点が指摘されている。

そこで、親権の喪失等の原因については、どのような場合に親権の喪失をし、又は親権の一時的制限をすることができるものとすべきと考えられるか、親権の喪失制度及び親権の一時的制限制度の両制度をそれぞれどのように位置付けるかなどの検討と併せて、原因の規定の在り方について検討するのが相当であると考えられる。

- 2 まず、親権の喪失等の制度において、子の利益の観点重視されるべきであると考えられる。そこで、子の利益が害される程度(①)を親権の喪失等の考慮要素とし、親権の喪失等の原因の定め方についても、それが明確となる形で規定するのが相当であると考えられる。

なお、親権の喪失等の判断において、①の要素を考慮するに当たっては、現に害されている程度のみならず、今後も親権者に親権を行わせることによって子の利益が害されるかどうか、及び害される場合のその程度を考慮する必要があると考えられる。

3 このように親権の喪失等において子の利益の観点を重視するとしても、親権という重要な権利義務を喪失させる以上、親権者の側の事情に全く着目しないものとするのは相当でなく、親権者の適格性等（親権者の行為態様、親権者として客観的に求められている水準に達しない程度等）(②)をも考慮要素とすべきである。また、親権の喪失等をするためには、少なくとも親権者の適格性等について何らかの問題があることが必要であると考えられるため、親権の喪失等の原因を定めるに当たり、その点に留意する必要がある。

なお、親権の一時的制限制度が設けられた場合、まずは親権の一時的制限をし、それによっても親の適格性等が改善しないときには親権の喪失をするなどといった段階的な運用をすることによって、親の適格性等の改善を図ることが考えられる。

4 さらに、主として親権の一時的制限制度と親権の喪失制度との使い分けの観点から、親権を行うことができないものとするべき必要性が消滅すると見込まれる時期(③)を考慮要素とすることが考えられる。

例えば、輸血をしなければ子が死亡するにもかかわらず親権者が輸血を拒否するなどの医療ネグレクトの事案では、親権を制限して医療行為を行うことが考えられるが、たとえこのように生死に関わるため子の利益が害されている程度が著しい場合であっても、当該医療行為を行いさえすれば短期間のうちに当該傷病が治癒することが見込まれるようなときであれば、時間的に過剰な制限を避けるという観点から、親権の喪失ではなく、一時的制限をするのが相当であると考えられる。このように長期間の親権制限がちゅうちょされるような事案において適切に親権を制限しやすくするため、親権を制限すべき必要性が消滅すると見込まれる時期は、喪失制度と一時的制限制度とを使い分ける際の考慮要素の一つと考えられる。

③の要素については、喪失と一時的制限との基本的な違いが制限の期間にあることなどに照らし、当然に考慮されるべき要素と考えられるが、親権の喪失等の原因を定めるに当たり、③の要素を具体的にどのように規定に反映させるのが相当であるかについては、なお検討するものとする。

5 以上を前提に、親権の喪失等をするに当たっては、上記①から③までの要素に加えて、

親権者に対する非難可能性や帰責性に関する要素（④）を考慮要素とすることが考えられるが、喪失制度と一時的制限制度とをどのように位置付けるかとも関連して、④の要素を親権の喪失のための必須の要素とするか否かについて考え方が分かれる。

この点について、A案は、一時的制限については④の要素を必須としないが、喪失のためには④の要素を必須とし、一時的制限制度と喪失制度との間に質的な違いを設ける考え方である。これに対し、B案及びC案は、一時的制限についても喪失についても④の要素を必須とせず、各要素を総合的に考慮して、程度により喪失制度と一時的制限制度とを使い分ける考え方である。

B案及びC案は、喪失制度について、父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適切である場合において父又は母に親権を行わせることが子の利益を著しく害するとき親権の喪失をすることができるものとする点においては共通であるが、虐待、悪意の遺棄があった場合など典型的な場合を規定上掲げるか否かの点において、考え方が分かれる。

そこで、本文(2)は、A案、B案又はC案の考え方を採ったときの親権喪失等の原因の定め方を併記している。

なお、A案、B案及びC案は、喪失制度について考え方が分かれるものであり、一時的制限制度の原因の定め方についての考え方に違いがあるものではない。

A案、B案及びC案の各案の説明は、次のとおりである。

- (1) A案は、親権が重要な権利義務であることに照らし、親権の喪失をするのは親権者に対する非難可能性や帰責性がある場合に限定すべきであること、親子の再統合を図るべき事案においては、親権を行うことができないものとするとしても、できる限り喪失ではなく一時的制限によるものとして親子の再統合を目指すべきであることを理由として、親権の喪失の原因を厳格なものにしようとする考え方である。A案によると、親権の喪失制度は④の要素がある場合にのみ利用し、それ以外で親権を行うことができないものとする必要がある場合には一時的制限制度を利用することとなる。

なお、A案を採用する場合に④の要素がある場合としてどのようなものを列挙するかについては、なお検討する必要がある。

- (2) B案は、例えば親権者が改善の見込みのない精神上的障害等により親権を適切に行使することができず子の利益が著しく害されている場合等には、親権者に対する非難可能性や帰責性が認められなくても親権の喪失をすることができるものとするのが相

当であることを理由として、④の要素を親権の喪失の必須の要素とはせず、親権者の親権の行使が著しく困難又は不適切であってその親権者に親権を行わせることが子の利益を著しく害するときには親権の喪失をすることができるものとする考え方である。また、B案は、それとともに、親権の喪失をすべき場合の典型例は親権者による虐待、悪意の遺棄などがあつた場合であると考えられること、虐待等をするると親権の喪失がされ得ることを明示するという観点からも、このような場合を親権の喪失原因の規定上掲げることが相当であると考えられることなどを理由に、典型的な場合についても規定に列挙するものとする考え方である（ただし、具体的にどのような場合を列挙するかについては、なお検討する必要がある。）。

- (3) C案は、B案と同様に④の要素を親権の喪失のための必須の要素としない考え方であるが、現行の親権の喪失の原因について指摘されている問題（特に、申立てや審判の在り方が親権者を非難するような形になり、親権喪失後の親子の再統合に支障を来すおそれがあるという問題）を踏まえ、親権の喪失の申立てや審判が親権者に対する非難的な事柄に及ばないようにすることを目指して、B案とは異なり、親権の喪失の規定上、父又は母による虐待等非難されてしかなるべき行為を列挙しないものとする考え方である。

(3) 親権の一時的制限の期間の定め方

【甲案】

一時的制限の審判は、〔2年〕〔1年〕を超えない範囲において制限の期間を定めてするものとする。

【乙案】

一時的制限の審判による制限の期間は、〔2年間〕〔1年間〕とする。ただし、〔特別の事情〕があるときは、〔2年〕〔1年〕を超えない範囲内において制限の期間を定めることができるものとする。

(注)

【乙案】を採用する場合において、どのような場合に個別に制限の期間を定めるものとするか（ただし書の要件をどのように規律するか）については、なお検討するものとする。

(参照条文)

○児童福祉法

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

(補足説明)

1 甲案は、一時的制限の審判をする際には、法律で定められた上限を超えない範囲で、家庭裁判所が適当と考える期間を事案に応じて個別に決めるものとする考え方である。

乙案は、原則として、法律で定められた一定の期間、親権を行うことができないものとするが、例外的に、家庭裁判所が適当と考える期間を事案に応じて個別に決めることもできるものとする考え方である。

法律で一律の期間を定めるものとするのに比べ、事案に応じて個別に決めるものとする方が事案に応じた対応が可能であると考えられるが、家庭裁判所が、審判の時点において、個別の事案ごとに親権を制限すべき期間を適切に判断するのは、一般的には困難であると考えられる。他方で、例えば、医療ネグレクトの事案で親権の一時的制限をし

て医療行為を行おうとする場合において、医療行為を行いさえすれば短期間のうちに当該傷病が治癒することが見込まれるときなど、審判の時点において、法定の期間が経過するまで親権を制限し続ける必要性がないものと判断される事案もあると考えられるほか、児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の承認による施設入所等の措置がとられている児童の親権者について親権の一時的制限をする場合には、措置の終期と親権制限の終期が同時になるように期間を決めるということも考えられるので、事案によっては、家庭裁判所が、審判の時点において、個別に期間を決めることができるようにする方がよいと考えられる。

もつとも、甲案を採用したとしても、家庭裁判所において個別に親権制限の期間を決めるのが不可能な場合には、法定された上限まで親権を制限せざるを得ないと思われ、他方で、乙案を採用したとしても、家庭裁判所において判断することができる場合には、個別に親権制限の期間を決めることが期待されることから、いずれの案を採用するかによって、実際の運用に大差が生じることはないように思われるが、個別に期間を定めて親権制限をするのを原則とするか、法定の期間、親権制限をするのを原則とするか、考え方としては違いがあるところである。

この点については、どのような事案において利用されることを主に念頭において一時的制限制度を設けるのかという制度創設の趣旨・目的を踏まえて検討する必要があるものと考えられる。

- 2 また、法律で定める親権制限の期間やその上限を具体的にどの程度の長さにするかを検討する必要がある。

この点については、期間を短く設定しすぎると申立てと審判とを頻繁に繰り返すこととなり支障が生じると思われる一方、長く設定しすぎると期間を限る趣旨を没却することとなると考えられる。

具体的には、児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の承認による施設入所等の措置の期間が2年を超えてはならないものとされたのは、児童の家庭復帰に向けて保護者の指導を行うとともに、安定した生活を通じ児童の心身の改善を図るには、概ね2年程度が一つの目安となるとの関係者の意見を考慮したものであると説明されていること、引き続き親権制限をする必要がある場合のその申立ての準備の期間等も考慮すると2年より短い期間では申立てに係る事務負担が過大となり、結果として子の安定的な監護を害

するおそれがあることなどから、2年とするのが相当であるとの意見がある一方で、親権に対する過剰な制限を避けるために1年とするのが相当であるとの意見もあり、なお検討する必要がある。

(4) 親権の喪失等の審判の取消し

親権の喪失等の審判は、その原因が消滅したときは、取り消すことができるものとする。

(参照条文)

○民法

(親権又は管理権の喪失の宣告の取消し)

第836条 前二条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、前二条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告を取り消すことができる。

(補足説明)

本文(1)でいずれの案を採用するかにかかわらず、親権の喪失等の審判については、現行の親権及び管理権の喪失の宣告と同様、その原因が消滅したときには、家庭裁判所がこれを取り消すことができるものとするとしている。

(5) 親権の喪失等の申立人

- ① 親権の喪失等の申立人は、〔子、〕子の親族及び検察官とするものとする。
- ② 親権の喪失等の取消しの申立人は、本人又はその親族とするものとする。

(注)

- 1 親権喪失等の申立人に子自身を加えるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。
- 2 児童福祉法上の手当てにより、児童相談所長も親権の喪失等の申立人とされることを想定している。

なお、児童相談所長を親権の喪失等の取消しの申立人とするかどうかは、別途検討されることを想定している。

(参照条文)

○民法

(親権の喪失の宣告)

第834条 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができる。

(親権又は管理権の喪失の宣告の取消し)

第836条 前二条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、前二条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告を取り消すことができる。

(後見人の解任)

第846条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。

(特別養子縁組の離縁)

第817条の10 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

一 (略)

二 (略)

○児童福祉法

第33条の7 児童又は児童以外の満20歳に満たない者(次条及び第33条の9において「児童等」という。)の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法(明治29年法律第89号)第834条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

○児童の権利に関する条約

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 (略)

(補足説明)

- 1 現行の親権の喪失及び管理権の喪失の申立人は、子の親族及び検察官とされている（親権の喪失については児童福祉法の規定により児童相談所長も申立人とされている）が、児童の意見表明権をできる限り保障するなどの観点からは、子自身を申立人に加えることも考えられる。

他方、親権の喪失等については、子の親族や児童相談所長等において適切に申立てを行うことが重要であり、子に申立権の行使を期待するのは酷であるとの指摘や、子の申立てにより親権の喪失等がされた場合には、その後の親子の再統合が事実上不可能になってしまうとの指摘もあることから、子自身を申立人に加えることには慎重であるべきとも考えられる。

この点について、一定年齢以上の子に限って申立権を認めることも考えられなくはないが、未成年者に申立権を認めている民法第836条、第846条及び第817条の10において年齢要件が設けられていないことに留意する必要がある。

なお、特に年齢を限らずに子に申立権を認めた場合でも、家庭裁判所への申立てが認められるのは、意思能力を有する子に限られることとなる。

- 2 親権の喪失等の審判の取消しの申立人については、現行の親権及び管理権の喪失の宣告の取消しと同様、本人又はその親族とするものとするとしている。

なお、子（意思能力がある場合に限られる。）も、本人の親族として、取消しの申立てをすることができる。

また、施設入所等がされている児童の親権者について親権の喪失等がされている事案において、施設入所等の措置を解除する場合には、解除するに当たって親権の喪失等の審判を取り消す必要があると考えられることから、児童相談所長にも取消しの審判の申立権を認めることを検討するのが相当であるように思われる。

(本文1の後注)

一時的制限の期間の満了後も引き続き親権を行うことができないものとする審判に関する規律については、なお検討するものとする。

(補足説明)

親権の一時的制限をした場合にその期間満了後も引き続き親権を行うことができないものとする必要があるときには、家庭裁判所がその旨の審判をすることができるものとするのが相当であるが、その原因、期間及び申立人等については、親権の喪失等の原因、一時的制限の期間及び申立人等を踏まえて検討する必要がある。

このうち、原因の定め方については、親権を行う父又は母について親権の喪失等をする場合と異なり、一時的制限の期間中は、父又は母が親権の全部又は一部を行うことはできないということを踏まえて、検討する必要がある。

また、一時的制限の期間中に親権者としての適格性が改善せず、今後の改善も容易には見込めない事案において、期間が満了するごとに一時的制限をするものとするのは、子の安定的な監護に資さないとの指摘がある。このような観点から、仮に親権の喪失の原因において親権者に対する非難可能性や帰責性の要素を必須とする考え方(本文(2)のA案)を採用したとしても、一時的制限の期間中に親の適格性が改善しないような事案において改めて親権制限をする場合には、非難可能性等の要素がなくても期間を定めずに親権を行うことができないものとすることを認める余地があるのではないかとの指摘もされている。

再度の親権制限の申立人については、親権喪失等の申立人のほか、未成年後見人を申立人に加えることも考えられる。

2 管理権の喪失等

(前注)

2では、1(1)において【甲案】又は【乙案】を採用する場合の管理権の喪失等の制度の在り方について取り上げている(1(1)の【丙案】は、現行の管理権の喪失の規定を削除し、親権全部又は一部の喪失等の制度に一本化することを前提としているため、【丙案】を採用する場合には、この点を検討する必要はない。)

管理権の一時的限制度を設けるものとする場合の期間の定め方、審判の取消し、申立人等については、基本的に、1(3)から(5)までと同様の規律とするものとするを前提としている。

【甲案】

現行制度と同様に管理権の喪失制度のみを設けるものとし、その原因を以下のとおりとする。

(管理権の喪失の原因)

父又は母による管理権の行使が困難又は不適切である場合において、父又は母に管理権を行わせることが子の利益を害するときに、管理権の喪失をすることができるものとする。

【乙案】

現行の管理権の喪失制度に代えて、管理権の一時的制限制度を設けるものとし、その原因を以下のとおりとする。

(管理権の一時的制限の原因)

父又は母による管理権の行使が困難又は不適切である場合において、父又は母に管理権を行わせることが子の利益を害するときに、管理権の一時的制限をすることができるものとする。

【丙案】

管理権の喪失制度に加え、管理権の一時的制限制度を設けるものとし、それぞれの原因を以下のとおりとする。

(管理権の喪失の原因)

【A案】父又は母による財産の管理に関する不正な行為があった場合において、

【B案】父又は母による財産の管理に関する不正な行為があった場合その他父又は母による管理権の行使が著しく困難又は不適切である場合において、

【C案】父又は母による管理権の行使が著しく困難又は不適切である場合において、

父又は母に管理権を行わせることが子の利益を著しく害するときに、管理権の喪失をすることができるものとする。

(管理権の一時的制限の原因)

父又は母による管理権の行使が困難又は不適切である場合において、父又は母に管理権を行わせることが子の利益を害するときに、管理権の一時的制限をすることができるものとする。

(参照条文)

○民法

(監護及び教育の権利義務)

第820条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

(居所の指定)

第821条 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

(懲戒)

第822条 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

2 (略)

(職業の許可)

第823条 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

2 (略)

(財産の管理及び代表)

第824条 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

(親権の喪失の宣告)

第834条 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができる。

(管理権の喪失の宣告)

第835条 親権を行う父又は母が、管理が失当であったことによってその子の財産を危うくしたときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その管理権の喪失を宣告することができる。

(補足説明)

- 1 現行の管理権の喪失の原因である「管理が失当であったことによってその子の財産を危うくしたとき」(民法第835条)に該当しなくても、父又は母が子の財産に関する法律行為についての法定代理権を適切に行使しない場合も含め、父又は母による管理権の行使が困難又は不適切である場合において、父又は母に管理権を行わせることが子の利益を害するときには、管理権を行うことができないものとするのが相当であるとも考え

られる。そこで、**本文 2**は、このような管理権の喪失の原因の見直し等について検討するものである。

このように原因の見直しを行うものとするとの考え方によれば、現行の管理権の喪失制度では必ずしも管理権の喪失の原因があるとは認め難いような事案、すなわち、父又は母による管理権の行使が困難又は不適切である場合において、子の財産を危うくしたとは認められないが、その父又は母に管理権を行わせることが子の利益を害するときに、管理権の喪失等を行うことができることとなる。そのため、この考え方は、いわば管理権の喪失等を行うことができる場合の幅を広げるものということができる。

なお、仮に、児童福祉法上、施設長の監護等の措置が親権者の親権に優先するものとした場合、施設入所中の未成年者が自らの名義で携帯電話の利用契約を締結しようとするが、親権者がこれに同意しないため、契約の締結を行うことができないような事案（部会資料 2 の事案 F）において、親権者の管理権を制限すれば、未成年者名義で契約を締結することができることとなるので、このように管理権の喪失等の原因を見直すものとする、施設入所中等の事案で管理権の喪失等の制度を利用することも考えられる。

2 **本文 2**では、父又は母による管理権の行使が困難又は不適切である場合において、父又は母に管理権を行わせることが子の利益を害するときに、管理権の制限を行うことができるものとする考え方を前提として、そのときに管理権の喪失を行うことができるものとする甲案、そのときに管理権の一時的制限を行うことができるものとする乙案、乙案と同様に管理権の一時的制限を行うことができるものとするとともに、管理権行使の不適切さや子の利益を害する程度等に関するより重い要件で管理権の喪失を行うことができるものとする丙案の 3 案を併記している。

(1) 甲案は、前記のとおり管理権の喪失を行うことができる場合を広げるために管理権の喪失の原因を見直すものとするが、その原因が認められる場合には現行制度と同様に管理権の喪失を行うものとし、管理権を行うことができないものとする制度としては管理権の喪失制度のみを設ける案である。

甲案は、現行の管理権の喪失制度が比較的重くない要件で管理権の喪失を行うことができるものとしているところ、現行の制度について、親権の喪失制度とは異なり、効果が喪失しかないことによる不都合が生じているとの指摘は特段されていないこと、実質的に考えても、管理権の行使が困難又は不適切である場合に当該親が管理権を適

切に行使することができるようになる蓋然性が高いとはいえない上、制限されるのは管理権のみであることから、喪失させることに合理性があると考えられること、親子の再統合に資するべく親権の一時的制限制度を設けるのが相当であるとしても、管理権のみの制限の場合には、喪失をするものとしても直ちに親子の再統合の支障になるとは思われないことなどを理由に、管理権の喪失制度を維持する考え方である。

- (2) 乙案は、管理権を制限する原因については甲案と同様とするが、その原因が認められる場合の制限の態様については、喪失ではなく一時的制限をするものとし、管理権を行うことができないものとする制度としては管理権の一時的制限制度のみとする案である。

乙案は、権利制限を限定的にするため基本的に一定の期間に限って管理権を制限し、当該期間が経過してもなお管理権の行使の適格性等が改善していない場合に限り更に管理権の制限を継続するのが相当であるという考え方にに基づき、管理権の喪失制度に代えて管理権の一時的制限制度を設けるものとする案である。

なお、乙案を採るとしても、管理権の行使についてのみ問題がある場合において、親権の喪失の原因に該当すると認められるときは、親権の喪失制度で対応することができるが、それに至らないときは、管理権の一時的制限制度で対応することとなる。

- (3) 丙案は、乙案と同様に管理権の一時的制限制度を設けるものとするが、より重大な原因がある場合には管理権の喪失をすることができるものとし、管理権を行うことができないものとする制度として管理権の喪失制度及び管理権の一時的制限制度を設けるものとする案である。

丙案は、乙案と同様に、基本的には一定の期間に限って管理権を行うことができないものとするのが相当であるとの理由から、管理権の一時的制限制度を設けるものとするが、現在ある管理権の喪失制度について特段問題を指摘されているわけではなく、管理権のみの喪失をする必要がある事案もあると考えられるため、管理権の喪失制度を廃止するのではなく、管理権の一時的制限制度と親権の喪失制度との間に位置付けられるものとして管理権の喪失制度を再構成するものとする考え方である。

本文2では、丙案を採る場合における管理権の喪失の原因の定め方に関し、更に3案を併記している。A案、B案及びC案の各案の考え方は、本文1(2)の親権の喪失の原因についてのA案、B案及びC案の考え方(当該部分の補足説明参照)と共通であるが、親権の喪失と管理権の喪失とではその効果や制度の位置付けが異なることから、

制度設計に当たっては、必ずしも両制度についてA案、B案及びC案のいずれかにそろえる必要はなく、異なる組合せを採ることも考えられる（例えば、親権の喪失の原因についてA案を採りつつ、管理権の喪失の原因についてC案を採ることは、矛盾するものではない。）。

3 同意に代わる許可

父又は母による親権の行使が困難又は不適切であって父又は母に親権を行わせることが子の利益を害する場合において、法定代理人の同意を得なければならない未成年者の法律行為について、親権を行う父又は母が未成年者の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、法定代理人の同意に代わる許可を与えることができる制度を設けることについては、なお検討するものとする。

(参照条文)

○民法

(未成年者の法律行為)

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

(未成年者の営業の許可)

第6条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第4編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(保佐人の同意を要する行為等)

第13条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

一 元本を領収し、又は利用すること。

二 借財又は保証をすること。

三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

四 訴訟行為をすること。

五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。

六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。

八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。

九 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。

2 （略）

3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

4 保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

（補助人の同意を要する旨の審判等）

第17条 家庭裁判所は、第15条第1項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとする行為は、第13条第1項に規定する行為の一部に限る。

2 （略）

3 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

4 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

（補足説明）

1 **本文3**は、未成年者による特定の法律行為について、家庭裁判所が、法定代理人（親権者）による同意に代わる許可の審判をすることができるものとするものを検討するものである。この制度は、年長の未成年者が、児童養護施設等から退所した後などに、自立してアパートを賃借したり、携帯電話の利用契約を締結したり、雇用契約を締結した

りしようとするが、施設入所中に面会をしないなど疎遠になっていた親権者が、未成年者の自立に協力しようとせず契約に必要とされる法定代理人による同意をしないため、未成年者が契約を締結することができないという事案がある（部会資料2の事案G参照）ことから、このような事案に対応するための制度として検討するものである。

2 前記事案は、親権者がいわば長期ネグレクト状態でその適格性に問題があり、親権者が子の利益のために親権を適切に行使しない又はできないような事案といえる。本来、未成年者の法律行為に対する法定代理人の同意等は、成年と判断能力等において同等とはいえない未成年者の保護のためにある制度であるところ、前記のような事案は、その親権者に判断をゆだねるのが相当でない場合であり、それにもかかわらずその親権者が同意をしないことによって未成年者が必要な契約を締結することができないという事態を解消する必要があると考えられ、このような事案に適切に対応するためにどのような方策を採ることが相当かという観点から制度を検討する必要があると考えられる。

3 他方、前記のような事案ではなく、親権者の適格性に問題がない家庭において親子間で意見の相違がある場合については、国家が介入して親権者の親権を実質的に制限し未成年者の法律行為について法定代理人の同意に代わる許可をするようなことはすべきではないと考えられる。例えば、親権者の適格性に問題がない一般的な家庭において、子がアパートの賃貸借契約や携帯電話の利用契約等の契約を締結したいと希望する場合、その契約の締結に同意するか否かは、親権者の判断にゆだねるべきであると考えられる。このような場合に、国家が介入して当該契約の締結に法定代理人（親権者）が同意をしないことの当否等を直接的に判断して実質的な親権制限となる同意に代わる許可の審判をすることができるものとするのは、国家による家庭への過度の介入となり、相当でない。

したがって、法定代理人の同意に代わる許可の審判の制度について検討するに当たっては、想定している前記1のような事案に限って同意に代わる許可の審判がされるものとし、本来国家が介入すべきでないような家庭の事案に国家が介入することがないような制度設計にしなければならないという点に留意が必要である。そのため、**本文3**では、「父又は母による親権の行使が困難又は不適切であって父又は母に親権を行わせることが子の利益を害する場合において、法定代理人の同意を得なければならない未成年者の

法律行為について、父又は母が未成年者の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないとき」であることを要件としている。

4 以上を前提に、法定代理人の同意に代わる許可の審判の制度について検討すると、次のとおり考えられる。

(1) 積極論

積極論の理由として挙げられるのは、次の点である。

ア 親権者の権利擁護の観点から、親権制限を最小限にとどめることができる。

イ これまで実際に前記1のような事案が生じており、このような不便を強いられている未成年者について必要な契約の締結をすることができるようにすべきであるが、これまでこのような事案で親権の喪失をすることは極めて困難であったため、このような事案に対応することができる制度が必要である。

(2) 消極論

これに対し、主に想定している事案については同意に代わる許可の審判の制度では子の利益の観点から不十分であり、むしろ子の利益のために親権（又は管理権）の喪失等をすべきであるという考え方からの消極論がある。

ア 子の利益の観点から不十分であるとして指摘される問題点

ここで想定されている事案について、同意に代わる許可の審判では不十分であるとの指摘がされている。

- ・ 契約の継続等に関し安定性に欠けて不十分ではないかという問題点

同意に代わる許可の審判により法定代理人（親権者）の意に反して何らかの法律行為が行われたとしても、法定代理人（親権者）が、その地位に基づき、当該法律行為の趣旨に反するような行為をする（例えば、同意に代わる許可によって未成年者が締結した携帯電話の利用契約を法定代理人（親権者）が解約してしまう）ことも考えられるので、同意に代わる許可の審判をするだけでは、その未成年者を契約等に関し不安定な状態におくことになり、未成年者のための対応として不十分である。

- ・ 法律行為に直面する度に子に不都合が生ずることになるという問題点

一つの法律行為について同意に代わる許可がされても、特に年長の未成年者であればその後他の法律行為の必要性が生ずることもあると考えられるが、この制

度によると、法律行為について問題が生ずる度に当該問題に限って対応することになるので、法律行為の必要性が生ずる度に当該未成年者に不都合が生ずることとなる。

- ・ 子の利益の擁護の観点から不十分ではないかという問題点

この制度の利用が想定されている事案において問題となっているのは、主として継続的な契約であり、例えば、携帯電話のその後の利用方法などによっては当該未成年者が多額の債務を負うことにもなりかねない。そのため、同意をするのが相当かどうかについては、このような事態が生じないようにするという観点からの判断も必要であると思われるが、それは未成年者の個性にもよるので、普段からその未成年者の状況等を把握しているわけではない家庭裁判所が判断するよりも、未成年後見人が判断するものとした方が、より適切に判断することができると考えられる。また、子の利益のためには、契約の締結の交渉段階や継続的契約における契約期間中においても、当該契約関係に関する適切な対応のため、未成年後見人があることが望ましいと考えられる。この点について、親権の喪失等の制度によるときは、未成年後見人を選任することができるが、特定の法律行為について同意に代わる許可の審判をするものとする制度では、このような者を機能させる枠組みが働かず、親権者については適切に親権を行使しない状態であるため、子にとって不利益となるおそれがある。

イ 親権（又は管理権）の喪失等の制度で対応するものとすべきであるとの意見の理由

ここで想定している事案について、同意に代わる許可の審判の制度で対応するものとするのではなく、親権（又は管理権）の喪失等の制度で対応するものとすべきであるとの意見の理由は、次のとおりである。

- ・ 上記アのとおり、同意に代わる許可の審判の制度では未成年者にとって不十分であり、子の利益の観点からは、問題が生じるたびに当該問題に限って同意に代わる許可で対応するのではなく、あらかじめ親権を適切に制限して未成年者の利益のために権限を行使する未成年後見人を選任する方法を採る方が、より適切な対応と考えられる。
- ・ 上記(1)積極論の理由イについては、想定されている事案に対応するための制度が必要であるとの点はもっともであるが、これまでそのような事案における対応

が困難であったのは、そのような場合に現行の親権の喪失の原因や管理権の喪失の原因があるといえるか疑義が生じていたからであると考えられる。したがって、対応策としては、必ずしも同意に代わる許可の審判の制度を設ける必要はなく、むしろ、親権制限に係る制度を見直すに当たり、そのような事案で適切に親権（又は管理権）の喪失等を行うことができるような制度設計をすることによって対応するのが相当である。

- ・ 上記(1)積極論の理由アについては、親権者の権利擁護を強調すべき場面かどうか疑問がある。すなわち、ここで想定されている事案は、長期のネグレクトなどで親権者が親権を制限されてしかるべき理由が認められ、また、親権者が子である未成年者のために適切に親権を行使するようになるとも期待し難いような場合である。それにもかかわらず、上記(2)アのように子の側に不利益を生じさせつつ、親権者の権利擁護を強調してできるだけ親権者の親権制限を小さくする制度で対応すべきと考えることが相当か疑問がある。

5 民法には、保佐人又は補助人による同意に代わる許可の制度があるが、被保佐人等については、保佐人等の同意を得なければならない行為の類型が限られているほか、保佐人等は被保佐人等の意思を尊重しなければならず（民法第876条の5第1項、第876条の10第1項参照）、被保佐人等の利益を害するおそれがない場合には、被保佐人等による行為に同意すべきと考えられるという点において、未成年者の法律行為に対する法定代理人（親権者）の同意とは異なる側面があり、被保佐人等について同意に代わる許可の制度があるからといって、未成年者について同様の制度を設けるのが相当であるとは必ずしもいえないものと考えられる。

6 なお、この制度によって医療ネグレクトの事案にも対応することができるとの指摘もあるが、この制度が対象とするのは、未成年者に意思能力があり、かつ、未成年者自身が特定の法律行為をしようとしている場合であるため、例えば、年少で意思能力がない子や、年長でも意識不明の状態になっている子に係る医療ネグレクトの事案には対応することができない。また、意思能力がある子が医療を受けようとする場合についても、医療同意の法的性質・位置付けについては様々な考え方があり得るところであり、その考え方次第で同意に代わる許可の審判があっても必要な親権者の同意がないと考えられ

る可能性があり、そうすると、同意に代わる許可の審判では対応が困難となる（例えば、未成年の子への医療行為に対する同意権が、本人の医療契約の締結について法定代理人として同意するということにとどまらず、親権者自身の権利として認められているものであるとすると、未成年者による法律行為が許可されたとしても、別途、親権者の同意権が問題となる。）。

4 親権監督人（仮称）

一定の事由がある場合に、家庭裁判所が、子の監護等に関する一定の権限を有する親権監督人（仮称）を選任することができる制度を設けることについては、なお検討するものとする。

（未成年後見監督人の指定）

第848条 未成年後見人を指定することができる者は、遺言で、未成年後見監督人を指定することができる。

（未成年後見監督人の選任）

第849条 前条の規定により指定した未成年後見監督人がない場合において必要があると認めるときは、家庭裁判所は、未成年被後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができる。未成年後見監督人の欠けた場合も、同様とする。

（後見監督人の職務）

第851条 後見監督人の職務は、次のとおりとする。

- 一 後見人の事務を監督すること。
- 二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。
- 三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。
- 四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。

（後見監督人の同意を要する行為）

第864条 後見人が、被後見人に代わって営業若しくは第13条第1項各号に掲げる行為をし、又は未成年被後見人がこれをするに同意するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、同項第1号に掲げる元本の領収については、この限りでない。

（補足説明）

- 1 父又は母に親権の全部又は一部を行わせないようにするまでの必要はないが、親権者以外の第三者が子の監護等に関与した方がよいような事案も考えられるとすると、親権者以外に子の監護等に関する一定の権限を有する者（ここでは、仮に「親権監督人」と称するものとしている。）を選任し、この者を通して子の利益を擁護するものとするとも考えられる。

親権監督人（仮称）による子の監護等への関与の在り方（当該第三者に付与する権限の内容）については、様々な考え方があり得るが、例えば、親権者による親権行使を監督することが考えられるほか、子の利益のため一定の必要が生じた場合に、自ら一定の行為をすることができる（その限度で親権者の親権に優先する）ものとするとも考えられる（子に対する緊急の手術に親権者の意に反して同意することなどを想定することができる。）。

- 2 このような制度を設けることについては、以下のように考えられる。

（理由）

- ・ 親権者に親権の全部が留保されることにより、事案に応じた柔軟な対応が可能となるとともに、過度の介入にわたらない範囲で、親権の適切な行使を図ることができる。

（検討課題）

- ・ 父又は母による親権行使を認めつつ、親権監督人（仮称）が子の監護等に関与するのが相当な事案が想定されるか。

父又は母による親権行使を認めつつ、第三者である親権監督人（仮称）が子の監護等に関与するのが相当な事案が、実際に想定されるか（部会資料2の各事案においてこのような対応をするのは、必ずしも相当でないように思われる。）。仮に、そのような事案が想定されとしても、それを適切に選別するための要件を定めることは困難ではないか。

- ・ 親権監督人（仮称）と親権者との間に無用な紛争を生じないか。

親権者に親権の全部が留保されるがゆえに、親権監督人（仮称）と親権者との間に紛争が生じやすく、結果として、子の安定的な監護を害するおそれがあるのではないか（特に父母以外の親族が選任された場合には、無用な紛争が生じやすいように思われる。）。

- ・ 親権監督人（仮称）として適格性を有する私人が想定されるか。

親権監督人（仮称）は、親権者への対応の負担に耐えられる者である必要があるほか、親権者や子自身の相談に応じたり、親権者や子に助言したりすることなども期待されると思われるが、そのような適格性を有する私人はあまりいないのではないかな。

- 3 仮にこのような制度を設ける場合には、親権監督人（仮称）に具体的にどのような権限を付与するか、どのような場合に親権監督人（仮称）を選任することができるものとするか（選任の要件をどのように定めるか）や、その適格性をどのように判断するかを検討する必要がある。

第2 未成年後見制度の見直し

1 法人による未成年後見

法人を未成年後見人に指定し、又は選任することができるものとするものについては、なお検討するものとする。

（注）

仮に法人による未成年後見を認める場合には、未成年後見人としての適格性を有する法人が未成年後見人に選任されることをどのように制度的に担保するかについて、別途検討する必要がある。

（参照条文）

○民法

（未成年後見人の指定）

第839条 未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。ただし、管理権を有しない者は、この限りでない。

2 親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定により未成年後見人の指定をすることができる。

（未成年後見人の選任）

第840条 前条の規定により未成年後見人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。

(父母による未成年後見人の選任の請求)

第841条 父又は母が親権若しくは管理権を辞し、又は親権を失ったこと
によって未成年後見人を選任する必要があるときは、その父又は母は、
遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

(成年後見人の選任)

第843条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び
財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との
利害関係の有無(成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種
類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係
の有無)、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

(補足説明)

未成年後見人については、その権利義務の内容が未成年者の身上監護に重点が置かれて
いることなどから、民法上、法人を指定又は選任することはできないものと解されて
いる。

しかしながら、現実には、その引受手を確保するのが困難であるといわれている。そ
こで、未成年後見人の引受手の選択肢を広げるために、法人を未成年後見人に選任する
ことができるようにすることが考えられる。

もっとも、法人を未成年後見人に指定又は選任することができるものとするにつ
いては、現在、それが認められていない上記理由にも相応の合理性があると考えられ
るところであり、法人が未成年後見人の職務を行うことが適当かどうかについて検討する
必要がある。この点については、例えば、事実上自立した年長者の場合であれば、未成
年後見人が現実に取り取って世話をするということがなく、現実には財産に関する権限
の行使が主な職務となることを考えると、法人が未成年後見人の職務を行うことは不適
当であると一般的にはいえないとの意見がある。

また、仮に法人による未成年後見を認める場合には、未成年後見人としての適格性を
どのように判断するかについても十分に検討する必要がある。

なお、実際にどのような法人が未成年後見人に選任されることが考えられるかについ

て、社会福祉法人が運営する児童福祉施設から自立した未成年者に親権を行う者がいないような場合には、当該法人を未成年後見人に選任するといったことが考えられるとの意見がある。

2 未成年後見人の人数

複数の未成年後見人を指定し、又は選任することができるものとする。については、なお検討するものとする。

(参照条文)

○民法

(未成年後見人の数)

第842条 未成年後見人は、一人でなければならない。

(成年後見人の選任)

第843条 (略)

2 (略)

3 成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは成年後見人の請求により又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。

4 (略)

(成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第859条の2 成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

2 家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。

(補足説明)

未成年後見人の数については、例えば、未成年者自身に多額の財産があるような場合には、身上監護については親族から未成年後見人を選任しつつ、財産管理については法律の専門家等から別途後見人を選任することができるようにしてもよいのではないかといった意見など、複数の未成年後見人を認めるべきとの意見もある。

もともと、未成年後見人の職務の性質上、複数の未成年後見人間の方針に齟齬が生ずることが未成年者の福祉の観点から相当ではなく、その弊害は権限の調整規定によって解決し得る性質のものではないと考えられることなどから、民法第842条において、

未成年後見人は一人でなければならないとされているところであり、この立法趣旨にも留意して検討する必要がある（この点に関連して、仮に複数の未成年後見人を認めるものとする場合には、複数の未成年後見人の権限行使についての規律をどのようにするかを検討する必要がある。）。

第3 その他

1 子の利益の観点の明確化

民法の親権に関する規定において、子の利益の観点をより明確にすることについては、なお検討するものとする。

（参照条文）

○民法

（監護及び教育の権利義務）

第820条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

（財産の管理における注意義務）

第827条 親権を行う者は、自己のためにするのと同じの注意をもって、その管理権を行わなければならない。

○児童虐待の防止等に関する法律

（国及び地方公共団体の責務等）

第4条（略）

2～5（略）

6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

（親権の行使に関する配慮等）

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

○児童の権利に関する条約

第18条

1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原

則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2, 3 (略)

(補足説明)

民法は、第820条において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定し、親権に義務的側面があることを明らかにした上で、親権の濫用等を親権の喪失の原因としている(同法第834条)。また、児童虐待防止法は、第4条第6項において、「児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。」と規定し、第14条第1項において、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。」と規定し、同条第2項において、「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。」と規定している。

このように、親権は子の利益のために行われなければならないものであり、児童虐待が親権によって正当化されないことは、法律上明らかにされており、社会的にも広く理解されるようになってきたところであると考えられる。

もっとも、現実には、親権(懲戒権)があることを理由に自己のした児童虐待を正当化しようとしたり、施設入所中等の児童の監護教育に関する事項について不合理な主張をしたりする親権者がおり、その対応に苦慮する場合がある(部会資料2の事案B及びD参照)。

そこで、民法の親権に関する規定においても、子の利益の観点をより明確にすべきとの意見がある。

この点については、民事基本法である民法の性格や児童虐待防止法の規定との関係も含めた法体系全体の在り方等を踏まえる必要があるほか、子の利益の観点を明確にすることによって現実にどのような効果が期待されるかとの観点からも検討する必要がある(子の利益の観点をより明確にするとして、具体的には、親権の総則的規定において子の利益の観点を明確にするものとするとの意見や、民法においては、むしろ、子の利益

の観点を親権の喪失等の原因の中に盛り込み、親権者による虐待や親権の不適切な行使等によって子の利益が害される場合には親権の喪失等がされるという具体的な要件及びそれによる効果を規定する形で親権が子の利益のために行われなければならないことを明らかにするのが相応しいとの意見（本文第1の1(2)及びその補足説明を参照）があり得る。）。

2 懲戒

懲戒に関する規定を見直すことについては、なお検討するものとする。

（参照条文）

○民法

（監護及び教育の権利義務）

第820条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

（懲戒）

第822条 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

2 子を懲戒場に入れる期間は、6箇月以下の範囲内で、家庭裁判所が定める。ただし、この期間は、親権を行う者の請求によって、いつでも短縮することができる。

○児童虐待の防止等に関する法律

（国及び地方公共団体の責務等）

第4条（略）

2～5（略）

6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

（親権の行使に関する配慮等）

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(補足説明)

親権（懲戒権）があることを理由に自己のした児童虐待を正当化しようとする親権者がいることなどから、懲戒権の規定を削除すべきといった意見があるが、この点については、懲戒権の規定を削除するものとする考え方のほかに、懲戒権の規定は残しつつ、必要な範囲を逸脱した懲戒が許されない旨を明記するものとする考え方もあり得ると考えられる。

民法第822条の規定する懲戒権も、子の監護教育に必要な範囲で認められるに過ぎない上、仮に懲戒権の規定を削除したとしても、子に対する必要なしつけは民法第820条の監護教育権に基づいて行うことができると解され、懲戒権の規定を削除することによって、直ちに親権の内容に変更が加えられるものではないとも考えられる。

もっとも、子に対する親の教育やしつけの在り方については、多様な意見があることから、懲戒権の規定を削除することについては、現在ある規定を削除することによってどのような解釈がされることになるかといった点や、現在ある規定を削除することが社会的にどのように受け止められるかといった点にも配慮する必要がある。

(全体の後注)

家庭裁判所における手続及び戸籍の記載等に関する規律については、所要の手当てを行うものとする。